

県民栄誉賞表彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、表彰規則第5条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 広く県民に敬愛され、県民に希望と活力を与え、宮城県の名を高めた者に対し、県民栄誉賞の表彰を行うことにより、その栄誉をたたえ、もって県民の郷土意識の高揚に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第3条 表彰は、学術、スポーツ、芸術、文化等の分野で業績が顕著であったと認められ、かつ宮城県内に居住している者若しくは居住していた者又は宮城県内に所在している団体（以下、「県民等」という。）に対して行う。
2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、県民等以外の者に対し、表彰することができる。

(顕彰者)

第4条 県民栄誉賞の表彰は、知事が行うものとする。

(欠格条項)

第5条 表彰を受けるべき者（以下、「被表彰者」という。）が刑事事件に関して、現に起訴されている者、刑に処せられた者（刑の消滅した者は除く。）又はその他表彰の趣旨に反すると認められるときは表彰を行わない。

(被表彰者の選定)

第6条 被表彰者の選定は、知事が行うものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、個人又は団体表彰とし、県民栄誉賞を授与して行う。
2 表彰にあたっては、記念品を加授することができる。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、随時行う。

(補 則)

第9条 この要綱の実施に関して、必要な事項は別に定める。